

2009

6

社会保険さがし

No.712



今月の記事

- 7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。
- 被保険者の皆様へ
住所が変わられた場合はすみやかに「住所変更届をご提出ください。」
- 各種適用関係届書の送付先について
- 会社を退職されたときは、国民年金への加入手続きをお忘れなく。
- 健診後の特定保健指導について
- 健康保険料率の変更について
- 健康保険被保険者証の切替時期について
- 郵送による届出にご協力をお願いいたします。
- 年金相談窓口開設等のご案内
- 年金定期便ダイヤル 0570-058-555
- 電子申請を始めませんか!

社会保険料は納期内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、全被保険者の4・5・6月に支払われた報酬を基に標準報酬月額の見直しを行います。

これを「定時決定」といい、その届出を「標準報酬月額算定基礎届」といいます。

昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の年金受給者を雇用されている場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」を提出してください。

被保険者の皆様へ

住所が変わられた場合はすみやかに住所変更届をご提出ください。

社会保険庁にお届けいただいている住所が**現住所と違う方のお手元には、「ねんきん定期便」をお届けすることができません。**ご住所の訂正(変更)は、被保険者様ご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが下記のいずれかの窓口へ申し出をお願いします。

国民年金加入中
(国民年金第1号被保険者)の方…



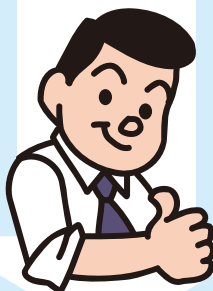
市区町村役場の
国民年金担当窓口へ

会社員や公務員の被扶養配偶者
(国民年金第3号被保険者)の方…



配偶者のお勤めの
会社などへ

厚生年金保険加入中の方…



お勤めの会社などへ

各種適用関係届書の送付先

県内の各社会保険事務所では、適用関係の事務手続きを迅速に行うため、郵送化を図っているところ です。

算定基礎届・住所変更届・その他適用関係の各種届書を提出される際は、以下の所在地へ直接送付いただきますようご協力をお願いいたします。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F
佐賀社会保険事務局事務センター 管理2係

会社を退職されたときは、 国民年金への加入手続きをお忘れなく！

20歳以上60歳未満の方が会社を退職されたときは、第2号被保険者(厚生年金)から第1号被保険者(国民年金)への「国民年金被保険者種別変更届」の提出が必要です。

※第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)についても、第3号被保険者から第1号被保険者への「国民年金被保険者種別変更届」の提出が必要となります。

【提出先】お住まいの市町村役場

【届出に必要なもの】年金手帳・退職日が確認できる書類(離職票など)・認印

【保険料額】月額14,660円(平成21年度 定額保険料)

保険料を納めることが難しい方は？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

①免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。

なお、一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

※1/4納付及び3/4納付は、平成18年7月から実施です。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

免除の対象となる所得のめやす

(平成21年度)

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※「4人世帯」、「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合、「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合のめやすです。

※若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額納付と同基準となります。

※退職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合がありますので、ご相談ください。

★①～③の期間は老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格をみる場合に必要期間に算入されます。

(一部納付については、一部納付保険料を納付している事がが必要です。)

★①の期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した場合と比較して次のとおりです。一部納付は、納付すべき保険料を納付されなかった場合は、年金額には算入されません。

●全額免除 → 6分の2 ●半額納付 → 6分の4

●1/4納付 → 6分の3 ●3/4納付 → 6分の5

★②、③の期間については、受給資格の必要期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。


★将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、①～③の期間について10年以内であれば(平成21年4月分なら平成31年4月まで)、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。

★保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、早めの追納をおすすめします。

健診後の特定保健指導について

健診受診後、メタボリックシンドロームのリスクに応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のことで、健診結果に応じて以下の2つのタイプ(動機づけ支援、積極的支援)に階層化されます。これにより、対象者の健康状態とライフスタイルに応じた保健指導が効果的に実施されます。

- **【被保険者の方】** 協会けんぽより、事業所(職場)へ特定保健指導の日程等をお知らせし、保健師が無料で職場へお伺いします。
- **【被扶養者の方】** 特定健診の結果より、生活習慣の改善に取り組んで頂きたい方に特定保健指導の利用券をお送り致します。利用券に基づき保健指導実施機関へ予約をしてください。ホームページでも実施機関を確認できます。「佐賀全国健康保険協会」で検索し、「被扶養者の特定健康診査について」をクリックしてください。

佐賀全国健康保険協会 **検索** 

2つのタイプの特定保健指導

メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、「動機づけ支援」「積極的支援」の2つのタイプの特定保健指導があります。

1. 内臓脂肪型肥満(腹囲とBMIで内臓脂肪蓄積のリスクを判定します)

A 腹囲：男性 85cm以上
女性 90cm以上

B 腹囲：男性 85cm未満
女性 90cm未満
かつ BMI：25cm以上

2. 追加リスク(健診結果・質問票により追加リスクをカウントします)

- ① **血糖**：空腹時血糖値100mg/dl以上 または HbA1c5.2%以上
- ② **脂質**：中性脂肪150mg/dl以上 または HDLコレステロール40mg/dl未満
- ③ **血圧**：収縮期血圧130mmHg以上 または 拡張期血圧85mmHg以上
- ④ **喫煙歴**：①～③のリスクが1つでもある場合にリスクとして追加

3. 上記のリスクを踏まえて、特定保健指導のタイプが決定します。

・内臓脂肪型肥満 **A** で
リスクが1つ
・内臓脂肪型肥満 **B** で
リスクが1～2つ
動機づけ支援

・内臓脂肪型肥満 **A** で
リスクが2つ以上
・内臓脂肪型肥満 **B** で
リスクが3つ以上
積極的支援

生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標を設定し、実行に移せるようなきっかけ作りをお手伝いします。

【初回】個別面接またはグループ学習

【6ヶ月後】生活習慣改善状況などを伺います。(電話、メール、手紙、FAX)

生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標を設定し、実行を続けられるよう継続的にサポートいたします。

【初回】個別面接またはグループ学習

【3～6ヶ月間】個別に面談、電話、メール、手紙、FAXで継続サポート

【6ヶ月後】生活習慣改善状況などを伺います。(電話、メール、手紙、FAX)

お詫びと訂正

先月号(5月号)の5ページでお知らせしました「特定健康診査の対象者」の記載に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。

誤 **対象者**
昭和9年4月1日から
昭和**44**年3月31日に
生まれた被扶養者の方



正 **対象者**
昭和9年4月1日から
昭和**45**年3月31日に
生まれた被扶養者の方

健康保険料率の変更について

**平成21年9月分(11月2日納付期限分)から
佐賀県の健康保険料率が、8.25%に変わります。**

※現在の保険料率(8.2%)は、平成21年8月分まで全国一律に適用されます。

※40歳から64歳までの方(介護保険2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(1.19%)
が加わります。

※任意継続被保険者の方は、平成21年9月納付分(9月10日納付期限分)から変わります。

全国一律から都道府県単位の保険料率に変わります。

協会けんぽの健康保険料率は、これまで全国一律(現行8.2%)でしたが、

平成21年9月分(11月2日納付期限分)から医療費水準・年齢構成・所得差など、地域の実情を反映した都道府県単位の保険料率に変わります。

ただし、平成25年9月まで、急激な負担増を軽減するための措置「**激変緩和措置**」が導入され、
初年度は、保険料率の増減幅が1/10に抑えられます。

佐賀県の状況

佐賀県は、人口に占める病床数や平均在院日数が比較的多く、また入院・外来受診率が全国平均より高いことなどが影響し、加入者一人当たりの医療費が全国平均よりかなり高くなっています。それに伴い、健康保険料率も全国平均より高くならざるを得ない状況です。

今後、協会けんぽ佐賀支部では、健康診断などの予防事業を充実させ、県や市などの行政機関や他の保険者と協力し、各般の取組みを進め、佐賀県の健康保険料率が下がるよう努めて参りますので、加入者・事業主の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

健康保険被保険者証の切替時期について

「協会けんぽ佐賀支部」では従来の政府管掌健康保険の被保険者証の一斉切替を、**9月中旬頃から9月下旬頃**までの間に行う予定としております。

具体的手順は次号以降でお知らせ致します。

※平成20年10月以降新規に加入された方、再発行された方等は随時、新たな被保険者証(下図)を発行しています。

※従来からの被保険者証(オレンジ色)も、切替完了まで、引き続き使用できます。

【切替後の被保険者証の見本】



郵送による届出にご協力をお願いいたします。

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、各種届出書等の提出につきましては、以下送付先へ**直接郵送**いただきますようにご協力をお願いいたします。

送付先：〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

電話番号：0952-27-0611(代表)



当支部へ車でお越しの際には、当支部のビルの東側の「**ウチダ有料駐車場**」をご利用ください。駐車券をご用意いたしております。

《年金相談窓口開設等のご案内》

平成21年 7月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 予約	2 鳥栖市役所 予約	3 伊万里市役所 予約	4
5	6	7 鹿島市民会館 予約	8 有田町役場 (東庁舎) 予約	9 鳥栖市役所 予約	10 伊万里市役所 予約	11
12	13	14 基山町役場 予約	15 多久市役所 予約	16 鳥栖市役所 予約	17 伊万里市役所 予約	18
19	20	21 鹿島市民会館 予約	22 佐賀県陶磁器 工業協同組合 予約	23 鳥栖市役所 予約	24 伊万里市役所 予約	25
26	27	28 基山町役場 予約	29	30	31 伊万里市役所 予約	

《県内社会保険事務所における休日相談》

■: 県内全社会保険事務所の休日開設日 (受付時間 9:30~16:00まで)

年金相談は予約をご利用ください!

※全国の社会保険事務所の「相談窓口の混雑状況」を社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) でご案内しております。

※追加の休日開庁や時間延長をおこなう場合がありますので、詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

出張相談(予約制) 相談時間 10:00~15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀社会保険事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津社会保険事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器 工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

県内社会保険事務所における予約相談

● 佐賀社会保険事務所 0952-31-4191

平日 9:00~10:00、15:00~17:00
毎週月曜日 17:15~19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日 9:30~16:00(休日開設日のみ)

● 唐津社会保険事務所 0955-72-5161

● 武雄社会保険事務所 0954-23-0121

毎週月曜日 17:15~19:00
(第2月曜を除く、休日の場合は翌日)
第2土曜日 9:30~16:00(休日開設日のみ)

※社会保険事務所での予約相談は各社会保険事務所へお申し込みください。

『ねんきん定期便専用ダイヤル』 0570-058-555

※一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。

※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

受付時間 ●月~金曜日:午前9時~午後8時まで ●第2土曜日:午前9時~午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。

※お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

電子申請を始めませんか!

電子申請とは、会社や自宅のパソコンからインターネットを使い、届出・申請を行うものです。FDやMOへの収録や郵送が省け、365日24時間受付されます。

詳しくは社会保険庁ホームページ

(http://www.sia.go.jp/sinsei/e_appli/index.htm) でご案内しております。

(注意) 電子申請には電子証明書の取得(有料)が必要です。



社会保険料は納期限内に納付しましょう。

平成21年6月分保険料の納付期限は平成21年7月31日(金)です。

ご注意ください!!

※平成21年6月分の社会保険料計算に係る届書は7月7日(火)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成21年6月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。